

「第3回 鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる 検討の場」

検証にかかる検討の進め方について【参考資料】

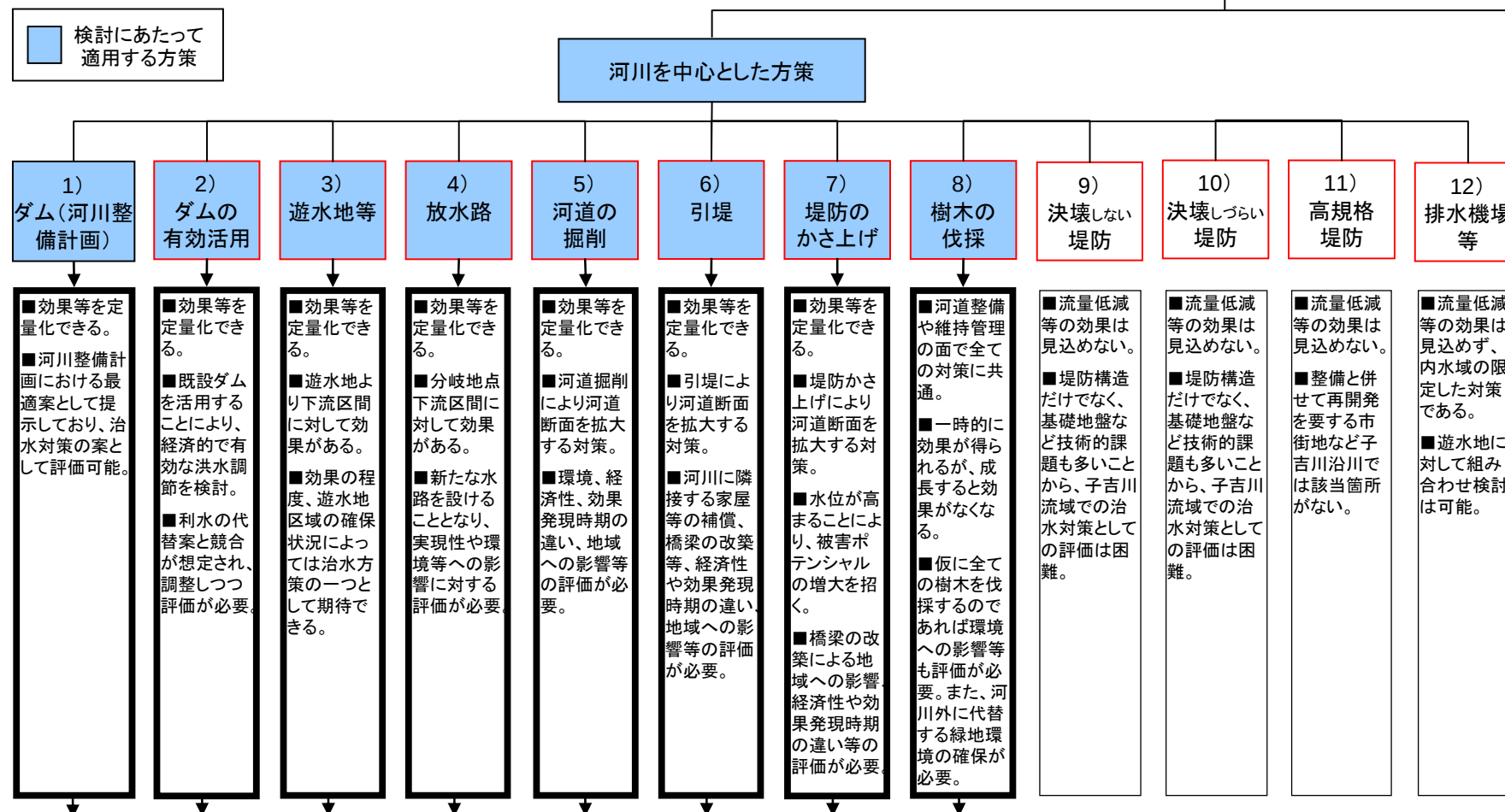
平成23年9月20日

国土交通省 東北地方整備局

複数の治水・利水対策案の立案について《 各方策の適用性判定（治水）①-1 》

* 第2回検討の場説明資料より抜粋

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく方策



● 子吉川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策

河川を中心とした方策 ⇒「1・2・3・4・5・6・7・8」

流域を中心とした方策 ⇒「13・14・15・16・19・21・22・23・24・25」

● これらの方策を組み合わせ、複数の治水方策の組み合わせ案を検討する。

● 組み合わせた治水方策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

※方策 8) 樹木の伐採、24) 森林の保全、25) 洪水の予測・情報の提供等は全ての対策に共通

複数の治水・利水対策案の立案について《 各方策の適用性判定（治水）①-2 》

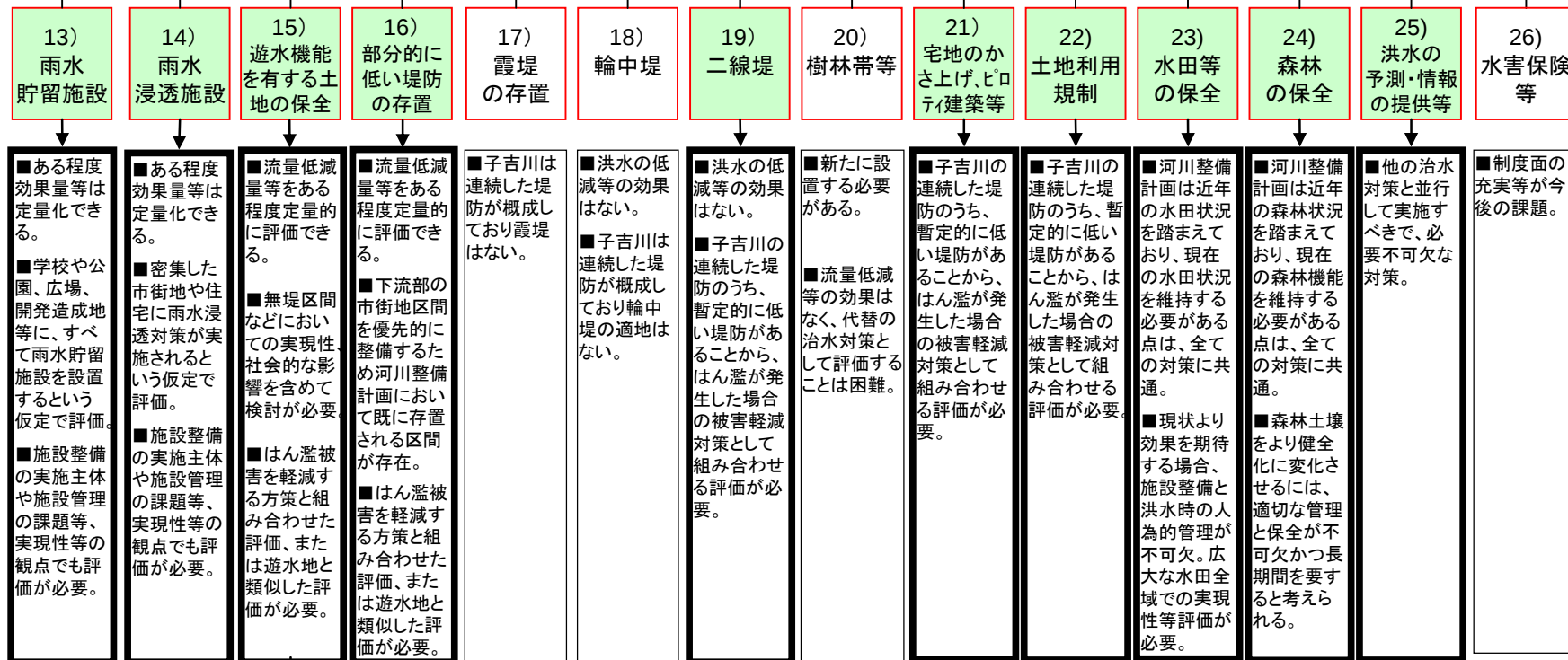
* 第2回検討の場説明資料より抜粋

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく方策

検討にあたって適用する方策

治水方策

流域を中心とした方策



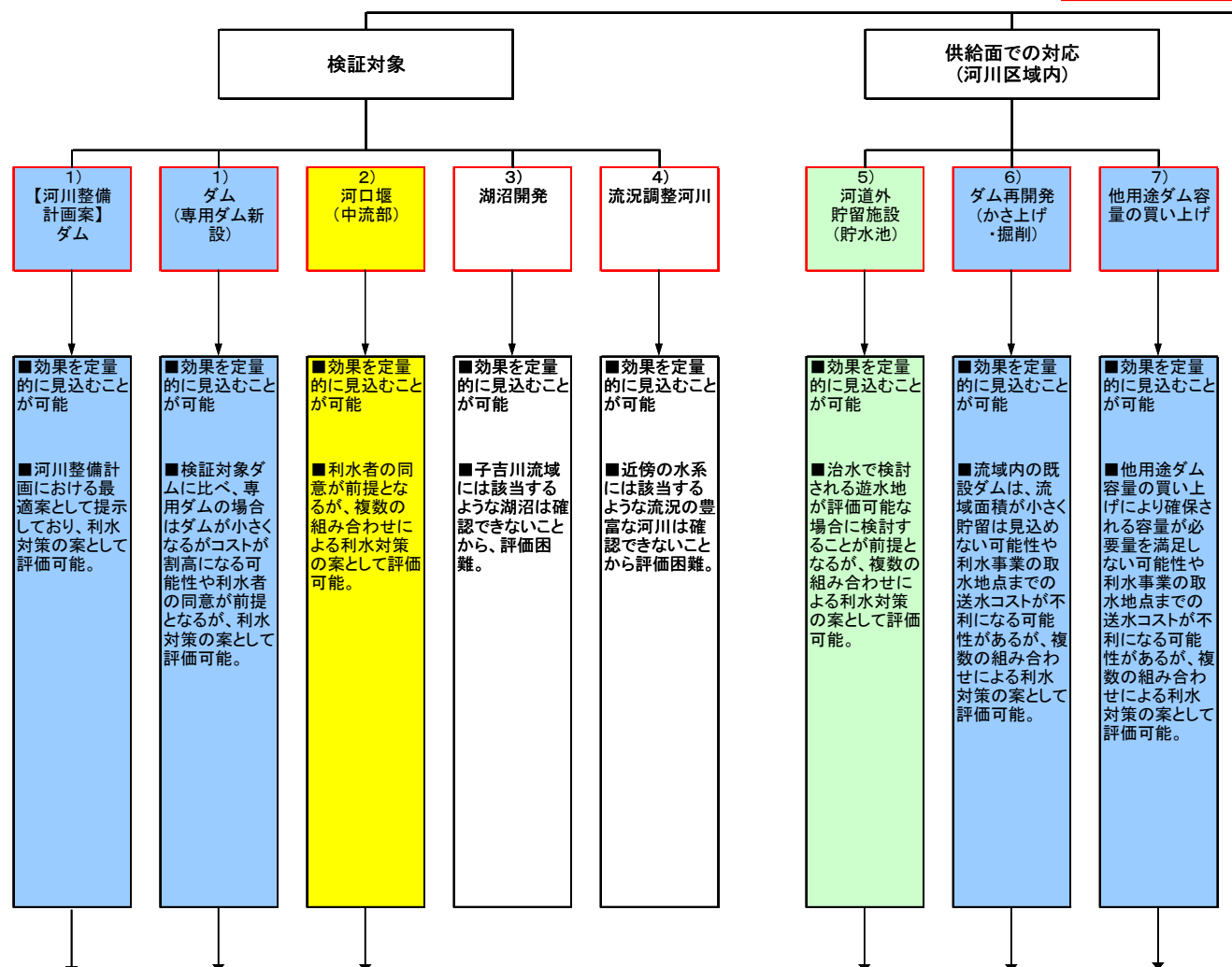
- 子吉川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策
河川を中心とした方策 ⇒「1・2・3・4・5・6・7・8」
流域を中心とした方策 ⇒「13・14・15・16・19・21・22・23・24・25」
- これらの方策を組み合わせ、複数の治水方策の組み合わせ案を検討する。
- 組み合わせた治水方策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

※方策 8) 樹木の伐採、24) 森林の保全、25) 洪水の予測・情報の提供等は全ての対策に共通

複数の治水・利水対策案の立案について《各方策の適用性判定(新規利水(水道)①)》

* 第2回検討の場説明資料より抜粋

「ダム事業の検証に係る検討に関する
再評価実施要領細目」に基づく17方策



方策の着色凡例

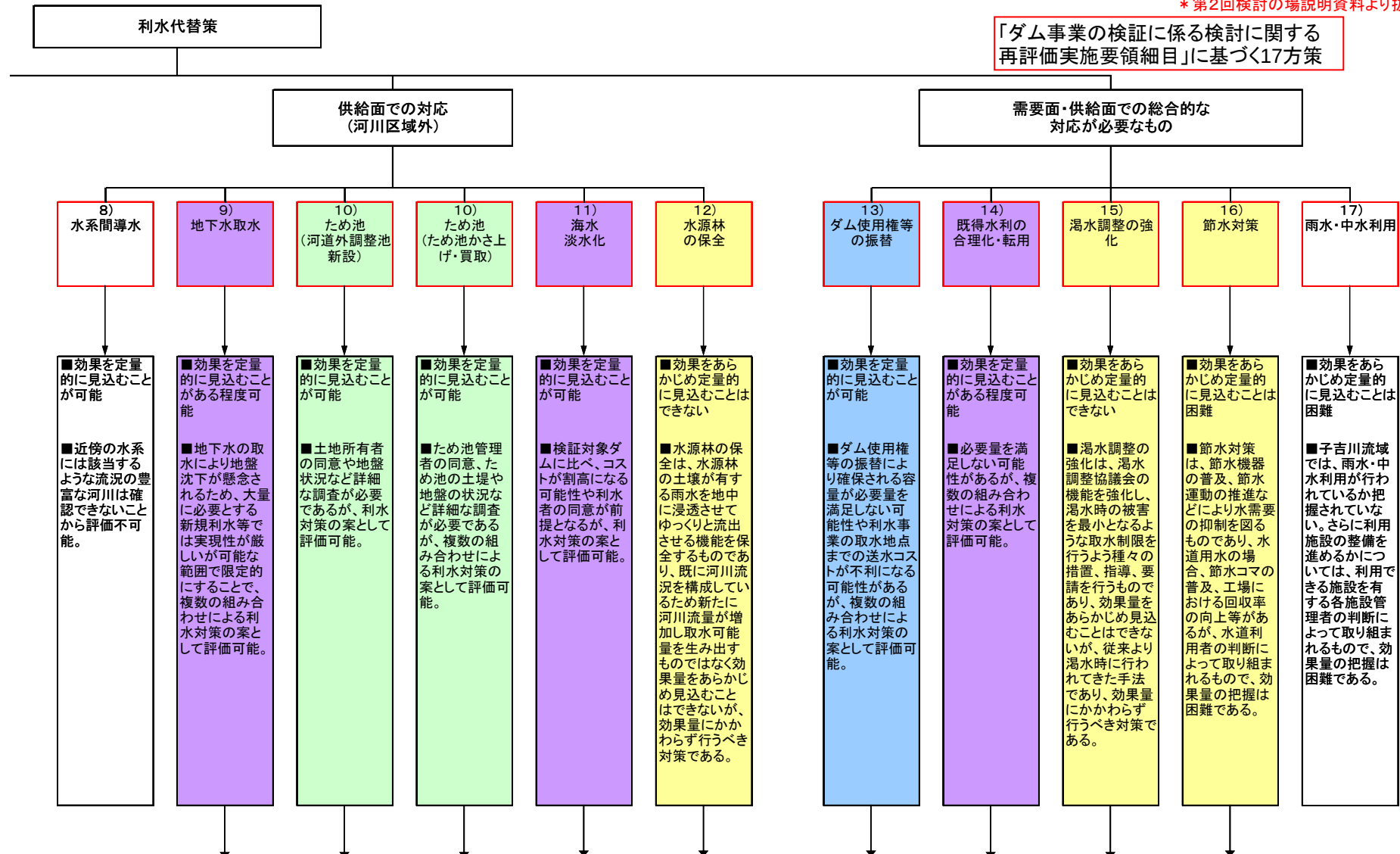
- : ダムの活用に関する方策
- : 堰の活用に関する方策
- : 河道外貯留施設に関する方策
- : 上記以外の方策
- : 共通で採用する方策

- 子吉川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策は「1・2・5・6・7・9・10・11・12・13・14・15・16」。
- これらの方策を組み合わせ、複数の利水対策案を検討する。
- 組み合わせた利水対策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

※方策12)水源林の保全、15)渇水調整の強化、16)節水対策は全ての利水対策に共通

複数の治水・利水対策案の立案について《 各方策の適用性判定(新規利水(水道) ②) 》

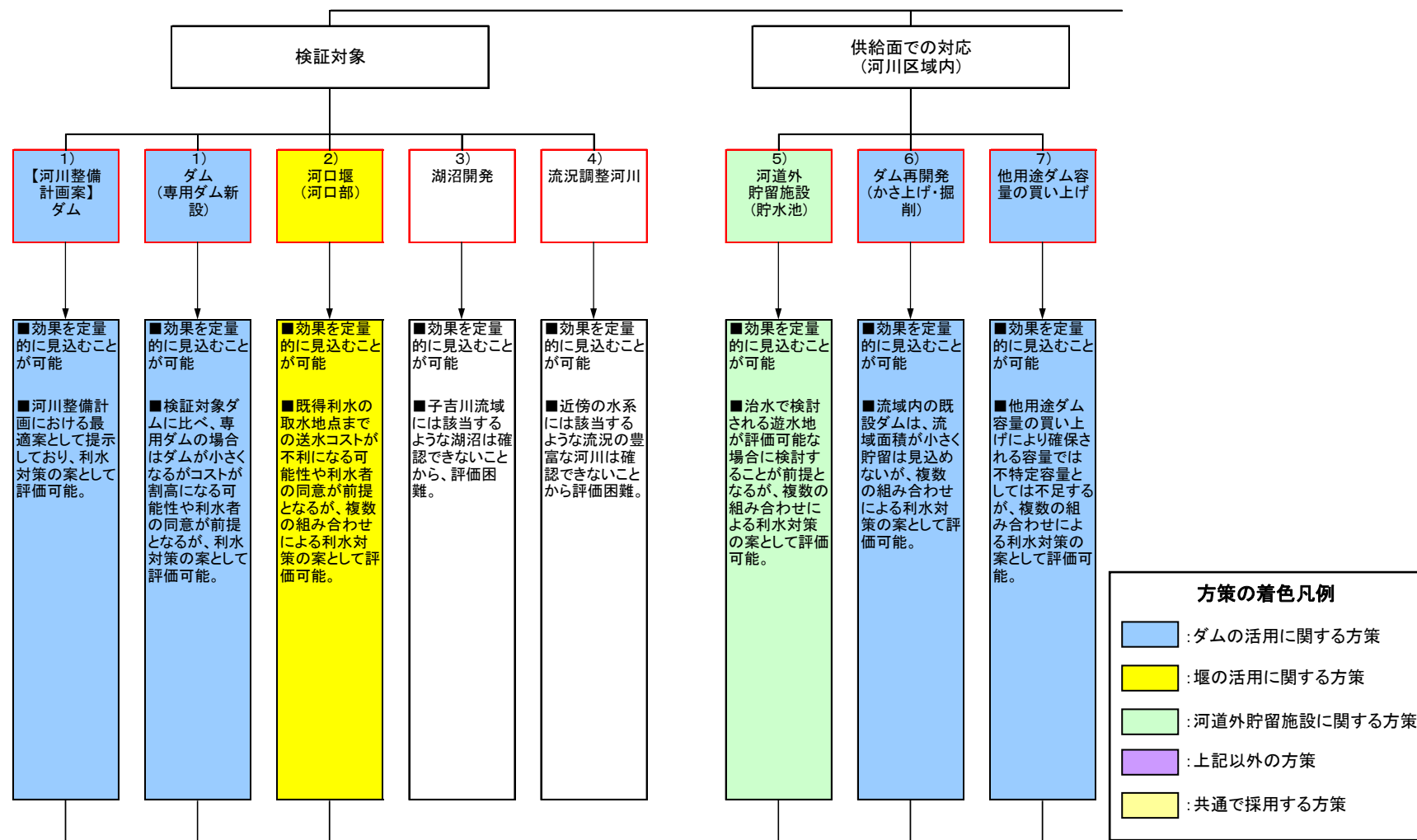
* 第2回検討の場説明資料より抜粋



- 子吉川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策は「1・2・5・6・7・9・10・11・12・13・14・15・16」。
- これらの方策を組み合わせ、複数の利水対策案を検討する。
- 組み合わせた利水対策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

※方策12) 水源林の保全、15) 渇水調整の強化、16) 節水対策は全ての利水対策に共通

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく17方策



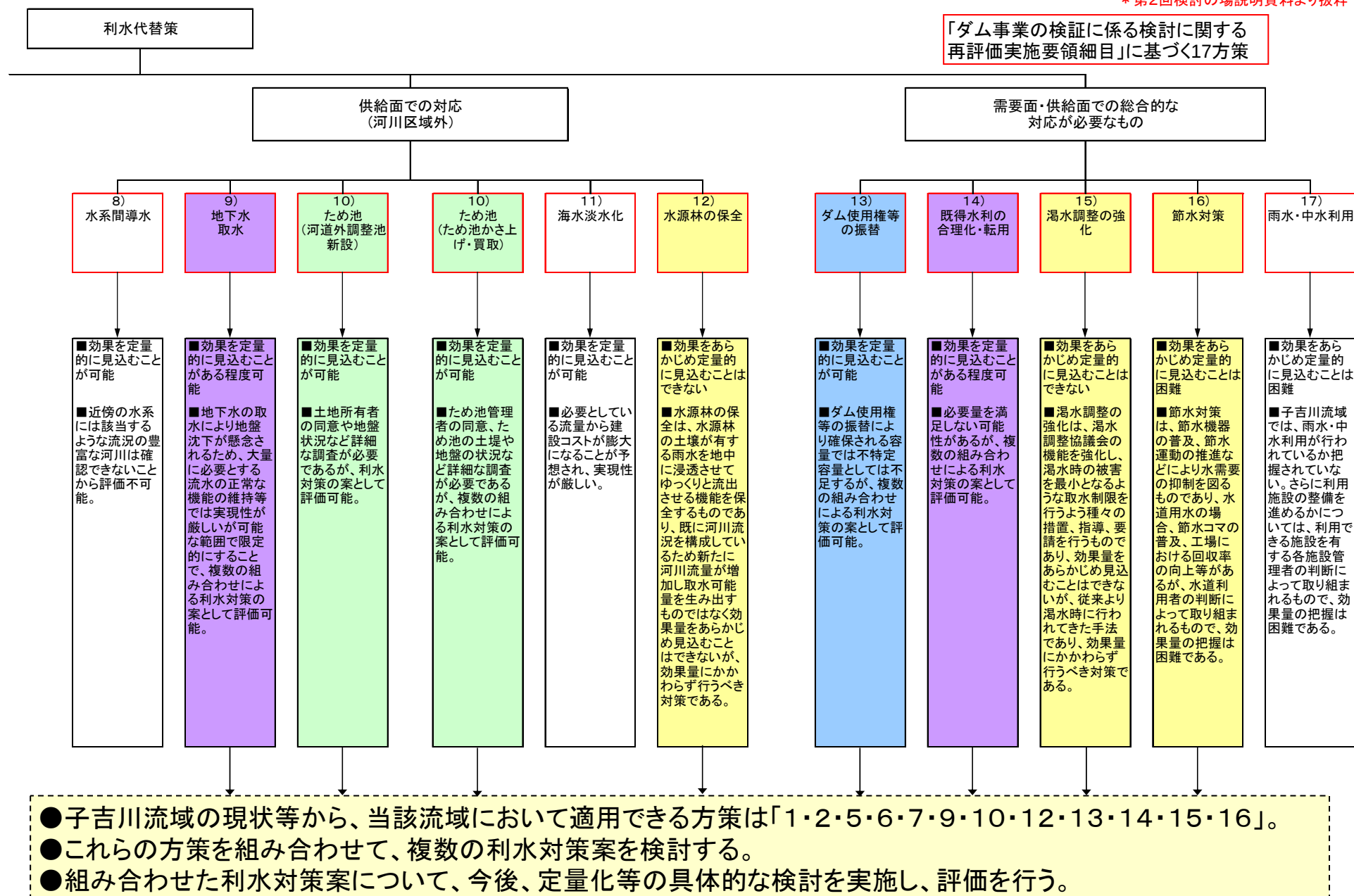
- 子吉川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策は「1・2・5・6・7・9・10・12・13・14・15・16」。
- これらの方策を組み合わせ、複数の利水対策案を検討する。
- 組み合わせた利水対策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

※方策12) 水源林の保全、15) 渇水調整の強化、16) 節水対策は全ての利水対策に共通

複数の治水・利水対策案の立案について

《 各方策の適用性判定(流水の正常な機能の維持) ② 》

* 第2回検討の場説明資料より抜粋



※方策12)水源林の保全、15)渇水調整の強化、16)節水対策は全ての利水対策に共通